

自動車臨時運行許可番号標を失効したので、寒川町自動車臨時運行許可に関する規則（昭和62年寒川町規則第12号）第8条の規定に基づき公告する。

平成31年1月10日

寒川町長 木村俊雄

No.	失効番号標	失効理由
1	湘南30-67寒川	番号標 未返却
2	湘南31-21寒川	番号標 未返却